

## 令和5年度広島市建設工事総合評価落札方式の評価項目等の改定について（お知らせ）

本市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月1日施行）に基づく基本方針に従い、企業の持つ優れた技術力を価格以外の要素として評価し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を実現するため、平成18年度に総合評価落札方式を導入しています。

この度、評価項目の改定及び「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」の改定を下記のとおり行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 評価項目の主な改定

主な改定内容は以下のとおりです。評価基準等の詳細については、「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」をご確認ください。

##### (1) 配置予定技術者の能力

- 主任（監理）技術者の資格【本市ホームページで公表済み】  
配置予定技術者の能力を評価する資格を改定しました。

##### (2) 社会的項目

- 災害復旧協力等の状況【令和5年9月より適用】  
本市発注の災害関連工事に積極的な企業を評価するため、評価基準を改定しました。

#### 2 新型コロナウイルスに係る改定

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令等の影響を考慮し、評価期間の拡大措置をとっていた以下の評価項目について、拡大措置を解除します。

##### (1) 配置予定技術者の能力

- 継続学習制度の単位

##### (2) 社会的項目

- ボランティア清掃の活動状況
- 職場体験学習等の受入れ状況

#### 3 広島市建設工事総合評価落札方式ガイドラインの改定

本市における総合評価落札方式の概要等をまとめた、「広島市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」を改定しました。

【広島市ホームページ】

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/koukyoujigyou/138159.html>

#### 4 適用時期

令和5年4月1日より入札公告を行う工事から適用します。

なお、「災害復旧協力等の状況」に係る改定については令和5年9月1日より適用します。